

事業の実施を不可能又は困難とさせている法規制がある

YES

既存の規制改革メニューを活用し事業の実施が可能となる

仙台特区では、活用できる規制改革メニューがあらかじめ用意されています。

＜活用できる規制改革メニューの一覧＞

○国家戦略特区 <http://sendai-tokku.jp/wp-content/themes/sendai-tokku/pdf/tokku-system5.pdf>

○構造改革特区 http://sendai-tokku.jp/wp-content/themes/sendai-tokku/pdf/approach_menu.pdf

(右記QRコードからもご覧になれます)

まずは、活用したいメニューがあるか確認しましょう。



〈国家戦略特区〉



〈構造改革特区〉

YES

規制改革メニューの活用を検討する

規制改革メニューの活用について仙台市へ相談します。
なお、活用が可能でも、仙台特区の「区域計画」の変更が必要な場合があります。

「区域計画」の変更が必要な場合は、市長が区域会議で提案します。

区域計画の変更

区域会議で「区域計画」の変更を決定し、内閣総理大臣から計画変更の認定を受けると、メニューの活用が可能となります。

NO

新たな規制改革事項を提案する

新たな規制改革事項等を仙台市に提案します。

提案内容が、本市の社会的課題の解決等に寄与し、特区を活用することがふさわしいと判断されるものは、市長が区域会議で、新たに規制改革メニューを追加することを提案します。

規制改革メニューへの追加

区域会議やWGでのヒアリングを経て、本市の提案が認められると、法令等が改正され、特区で活用できる規制改革メニューとして新たに追加されます。